要項第17号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会職員研修等費用助成要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会の職員(嘱託職員、臨時職員 を含む)が業務命令により、検定試験等を受験、又は、講習等の受講に対する助成につ いて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

- 第2条 助成の対象となる研修は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 職務上必要となる資格取得のための検定試験等
 - (2) 職務上必要となる資格の更新のための講習等

(助成金)

第3条 助成金の対象者及び助成基準は、次の表のとおりとする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。

種類	助成対象者	助成基準				
受験費用助成金	検定試験等受験者	検定試験等受験料の全額				
講習費用助成金	講習等受講者	講習料の全額				

(申 請)

- 第4条 前条の規定に基づき助成を受けようとする者は、研修等助成金申請書(様式第1号)に必要書類を添えて会長へ提出しなければならない。
- 2 受験費用助成金においては、同一職員による同一内容の申請は、試験合格時一回限り とする。
- 3 受講をすることにより、無試験で資格等を得ることができる場合には、第1項の規定 にかかわらず、職員からの申請は不要とし、本会から実施機関に対し、直接費用を支払 うこととする。

(助 成)

第5条 第3条に規定する助成金は、前条の申請が承認された後支給するものとする。

(返 還)

第6条 嘱託職員及び臨時職員においては、助成金受領後2年以内に退職を申し出たときは、助成金を返還しなければならない。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成24年10月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

研修等助成金申請書

					4	是 出日	年	月	E
社会福 法	业小美玉市社会	《福祉協議会	除長 様						
						所 属			
						職名			
						氏 名			戶
	下記の(試験に 止協議会研修等								 村社会
				Ē	1				
1	受験・講習の)内容:							
	養成機関名	:							
2	受験 (受講)	期間:	年	月	日から	年	月	日为	<u>まで</u>
3	申請金額	:			円	-			
4	添付書類				又書,払込 取得資格を	依頼書) 証明する書		录証,免許	:書等)